

特定生産緑地の指定の取り組みについて

1 背景

生産緑地は、都市計画決定したことを告示した日から起算して30年経過する日（申出基準日）以後、いつでも市町村長に対して買取申出ができるが、従来適用されてきた固定資産税等に対する税制特例措置がなくなる。

2022年（平成34年）は、生産緑地（多摩市は約84%）が一斉に30年目を迎えることになる。

平成30年4月1日に生産緑地法が改正施行され、生産緑地を市町村長が所有者等の意向をもとに特定生産緑地に指定することで、買取申出できる時期を申出基準日から10年延長できるようになった。

2 特定生産緑地制度の概要

(1) 生産緑地に対する効果

申出基準日が到来するまでに	
特定生産緑地に指定する	特定生産緑地に指定しない
○ 固定資産税等は引き続き農地評価	× 固定資産税等の負担が急増
○ 10年毎に更新可能	× 基準日到来以後の特定生産緑地の指定は不可
× 買取申出は死亡・故障の理由が必要	○ いつでも買取申出が可能
○ 次世代の相続税の納税猶予継続が可能	× 次世代の相続税の納税猶予継続が不可

(2) 特定生産緑地の指定要件

- 申出基準日が近く到来する（申出基準日以後のものは対象外）。
- 生産緑地法第3条第4項に規定する「農地等利害関係人」の同意を得ている。※参考資料2参照
- 市町村都市計画審議会の意見を聞いている。

(3) 特定生産緑地の指定手続きの流れ

（市が所有者に）指定意向の確認・送付 ⇒ （所有者が）農地等利害関係人の同意取得・指定申請 ⇒
 （市が）都市計画審議会での意見聴取 ⇒ （市が）指定の告示 ⇒
 （市が）農地等利害関係人への通知（指定の告示）

3 特定生産緑地の指定の取り組み

- 生産緑地の所有者を対象に、特定生産緑地制度等の説明会等を行う。
- 生産緑地の所有者全員に対して、各自の生産緑地の申出基準日について、文書を送付してお知らせする（申出基準日到来通知）。
- 平成30年度は特定生産緑地制度やスケジュール等についての、平成31年度は指定手続きについての説明会を行う。
- 平成34年度の最初の申出基準日が到来するまでの間、特定生産緑地の指定手続きを2回（2サイクル）行う（必要に応じてプラス1回行う）。

年度	主な取り組み内容
2018（平成30）年度	特定生産緑地の制度やスケジュール等の説明会
2019（平成31）年度	特定生産緑地の指定手続きの説明会
2020（平成32）年度	特定生産緑地の指定手続き・指定
2021（平成33）年度	特定生産緑地の指定手続き・指定
2022（平成34）年度	（必要に応じて特定生産緑地の指定手続き・指定）

4 平成30年度に開催する説明会

（1）目的

特定生産緑地の指定は生産緑地の所有者等の意向の確認が必要であることを踏まえ、平成30年度に開催する説明会は、所有者の方に特定生産緑地制度やスケジュール等の概要を知っていただき、指定についてご検討をお願いすることを主な目的に行う。

（2）概要

特定生産緑地制度の概要、特定生産緑地の指定のメリット、特定生産緑地の指定手続きの流れなどのお知らせを予定している。なお、特定生産緑地の指定手続きの詳細については、来年度の説明会でお知らせを予定している。

（3）説明会の日時・会場

	日時	会場
第1回	平成30年12月11日（火）19：00～20：30	多摩市役所西第1～3会議室
第2回	平成30年12月18日（火）10：00～11：30	JA 東京みなみ多摩支店2階会議室
第3回	平成30年12月21日（金）18：00～19：30	JA 東京みなみ多摩支店2階会議室

（4）説明会のお知らせ

11月下旬頃に生産緑地の所有者全員に多摩市から説明会のお知らせの送付を予定している。また、たま広報（11月20日）、公式ホームページでも案内する。

（5）その他

説明会は、多摩市農業委員会の事務局である経済観光課、及び課税課と連携して行う。